

障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担の手引きの修正について

平成22年1月22日付け事務連絡によりお示しした標記手引きの改訂案について都道府県等から寄せられた御意見等を踏まえ修正を加えた。主な修正点は以下のとおりである。

1 手引き7ページ

市町村民税所得割額の算定に当たり、税額控除前の所得割額で判定する控除に係る記載について、今回の負担軽減措置に係る政省令の改正等に伴い、その内容を整理するもの。

修正前	修正後
※ 市町村民税所得割額の算定に当たっては、 <u>「住宅借入金等特別税額控除」による税額控除前の所得割額で判定を行うこととする。</u>	※ 市町村民税所得割額の算定に当たっては、 <u>「住宅借入金等特別税額控除」(地方税法附則第5条の4)及び「(ふるさと納税制度による)寄附金税額控除」(地方税法第314条の7)による税額控除前の所得割額で判定を行うこととする。</u> ※ <u>平成22年7月以降は、地方税法附則第5条の4の2に規定する住宅借入金等特別税額控除についても、税額控除前の所得割額で判定を行うこととなる。</u>

2 手引き10ページ

- 一般1の所得階層に属する者について、手引き7ページの記載を踏まえ、その表現を整理するもの。
- 同一の保護者に係る複数の障害児がサービスを受けている場合の負担上限月額について、今回の負担軽減措置に係る政省令の改正に伴い、その内容を整理するもの。

修正前			修正後		
所得区分		負担上限月額	所得区分		負担上限月額
生活保護		0円	生活保護		0円
低所得	低所得1	0円	低所得	低所得1	0円
	低所得2			低所得2	
一般1	<u>障害児（加齢児及び施設入所者を除く。）</u>	4,600円	一般1	<u>居宅で生活する障害児（加齢児を除く。）</u>	4,600円
	<u>障害者（加齢児を含む。ただし、20歳以上の施設等入所者を除く。）及び20歳未満の施設等入所者</u>	9,300円		<u>居宅で生活する障害者（加齢児を含む。）及び20歳未満の施設入所者</u>	9,300円
	一般2	37,200円		一般2	37,200円
<p>○ 同一の保護者（一般1の所得区分の属する者に限る。）に係る複数の障害児が、障害児施設支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額とする。<u>（ただし、同一の保護者に係る複数の障害児が、「障害児施設に通所する加齢児でない障害児」、「障害児施設に通所する加齢児である障害児」及び「障害児施設に入所する加齢児でない障害児」のすべてに該当する場合の負担上限月額は、18,600円となる。）</u></p> <p>なお、複数の法におけるサービスを受けている場合は、それぞれの法</p>			<p>○ 同一の保護者（一般1の所得区分の属する者に限る。）に係る複数の障害児が、障害児施設支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額とする。</p> <p>なお、複数の法におけるサービスを受けている場合は、それぞれの法</p>		

において負担上限月額を決定する。この場合においては、高額障害福祉サービス費における「障害児の特例」が適用される。

において負担上限月額を決定する。この場合においては、高額障害福祉サービス費における「障害児の特例」が適用される。